

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分、ゴシック体は諮問対象外の事項)

改正案

現行

(第一種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止又は廃止の周知方法)

第二十三条の九 法第三十三条の二の規定による周知は、同条に規定する機能（以下本条において「対象機能」という。）を休止し、又は廃止する日（次項において「休廃止日」という。）の三年前までの日に、対面等説明（対象機能を休止し、又は廃止しようとする旨を記載した書面を交付し、又はこれに代わる電磁的記録を提供し、及びその内容について対面又は電話若しくはこれに類する双方向の通信を用いて説明することをいう。次項において同じ。）により行わなければならぬ。

2| 休廃止日の三年前の日の翌日から当該休廃止日までの間に対象機能を利用しようとする他の電気通信事業者に対し、あらかじめ、当該対象機能の休止又は廃止について対面等説明をした場合は、当該他の電気通信事業者に対する法第三十三条の二の規定による周知は、前項の規定にかかわらず、適宜の方法により行うことができる。

3| 前二項の規定にかかわらず、対象機能の休止又は廃止の円滑な実施（法第三十三条の二に規定する他の電気通信事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。）が確保される周知の方法に関する定めが法第三十三条第二項の規定に基づき認可を受け又は同条第七項の規定に基づき届け出た接続約款にある場合には、当該接続約款を定めた電気通信事業者は、当該方法により法第三十三条の二の規定による周知を行うことができる。

(第二種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止又は廃止の周知方法)

第二十三条の九の七 法第三十四条の二の規定による周知は、同条に規定する機能（以下本条において「対象機能」という。）を休止し、又は廃止する日（次項において「休廃止日」という。）の三年前の日に、対面等説明（対象機能を休止し、又は廃止しようとする旨を記載した書面を交付し、又はこれに代わる電磁的記録を提供し、及びその内容について対面又は電話若しくはこれに類する双方向の通信を用いて説明することをいう。次項において同じ。）により行わなければならない。

2| 休廃止日の三年前の日の翌日から当該休廃止日までの間に対象機能を利用しようとする他の電気通信事業者に対し、あらかじめ、当該対象機能の休止又は廃止について対面等説明をした場合は、当該他の電気通信事業者に対する法第三十四条の二の規定による周知は、前項の規定にかかわらず、適宜の方法により行うことができる。

(新設)

前二項の規定にかかわらず、対象機能の休止又は廃止の円滑な実施（法第三十四条の二に規定する他の電気通信事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。）が確保される周知の方法に関する定めが、法第三十四条第二項の規定に基づき届け出た接続約款にある場合には、当該接続約款を定めた電気通信事業者は、当該方法により法第三十四条の二の規定による周知を行うことができる。

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出）

第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能」とに、様式第十八の届出書（同項の規定により届け出た計画（以下この条から第二十四条の四までにおいて「届出計画」という。）の変更（次条から第二十四条の四までにおいて「計画変更」という。）を内容とする届出の場合は、届出計画の新旧対照を記載した書類を添えたもの）を提出しなければならない。

（届出の期限）

第二十四条の二 法第三十六条第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 法第三十六条第三項の規定による勧告を受けて行う計画変更を同条第一項後段の規定により届け出る場合 七日

二 他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずることを防止するためやむを得ないと総務大臣が認める場合（前号に掲げる場合を除く。） 総務大臣が別に定める二百日以内の日数

三 次に掲げる場合（前二号に掲げる場合を除く。） 四十日

イ 法第三十六条第一項後段の規定により計画変更（同項に規定する工事の開始の日（以下この号において「工事開始日」という。）を繰り上げることを内容とするものを除き、電気通信

事業報告規則第三条の二の規定による報告をした届出計画の変更を内容とするものに限る。）を届け出るとき

ロ 他の電気通信事業者の請求により行う機能の変更又は追加に係る計画を法第三十六条第一項の規定により届け出る場合であつて当該他の電気通信事業者のみが当該機能を利用し、かつ、当該変更又は追加に要する費用を負担することを予定しているとき

ハ 第二十四条の四第二項の規定による意見受付期間において他の電気通信事業者から意見の提出がなく、工事開始日を様式第十八の「16 工事開始前期間を短縮する場合の工事開始予定期月日」の欄に記載した日（以下この号において「短縮予定期日」という。）以後の日に変更するとき

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出）

第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能」とに、様式第十八の届出書（変更の届出の場合は、同項の計画（次条及び第二十四条の四において「計画」という。）の新旧対照を記載した書類を添えたもの）を提出しなければならない。

（届出の期限）

第二十四条の二 法第三十六条第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合を除き二百日とする。

一 國際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した技術的条件であつて総務大臣が別に告示する接続に関する技術的条件に専ら準拠した機能の変更又は追加が行われる場合にあつては、百四十日

二 他の特定の電気通信事業者の請求により行う機能の変更又は追加に係る計画の届出の場合であつて当該他の特定の電気通信事業者のみが当該機能を利用し、かつ、当該変更等に要する費用を負担することを予定している場合にあつては、四十日

三 法第三十六条第一項後段の規定による届出については、六十日。ただし、当該届出が同条第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合にあつては、七日

二 工事開始日を短縮予定日に変更したとしても他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合において工事開始日を短縮予定日以後の日に変更するとき（ハに掲げるときを除く。）

四 前各号に掲げる場合以外の場合 九十日

2 総務大臣は、前項第二号の規定により日数を定めたときは、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨及びその理由を通知するものとする。

3 総務大臣は、届出計画が第一項第三号ハ又はニに掲げる場合に該当するに至つたときは、その旨を公表するものとする。

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の公表）

第二十四条の三 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、届出計画を当該届出の後直ちにインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、その一部を公表しないことができる。

2 前項第三号本文の規定にかかわらず、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該規定による日数前までに届け出ることができないことについて正当な理由があり、かつ、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認められる場合であつて、総務大臣の承認を受けたときは、当該日数前までに計画を届け出ることを要しない。

（新設）

（第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の公表）

第二十四条の三 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を届出の日から三十日以内に官報に掲載するとともに、当該計画を七日以内に営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならない。この場合において、当該公表をしようとする者は、当該計画を官報に掲載する前に、事前に申出のあつた電気通信事業者に対して通知した上で、当該計画の官報の掲載の日から七営業日以内に当該計画に関する説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第二号の場合は、法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を当該計画に係る機能の提供開始日の三十日前までに官報に掲載するとともに、当該計画を当該計画に係る機能の提供の開始日の三十日前までに営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならない。

（工事の開始日の日の変更）

第二十四条の四 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、事前に申出のあつた電気通信事業者に対して通知した上で、前条に規定する方法により届出計画を公表した日（次項において「一般公表日」という。）から十日以内（既に電気通信事業報告規則第三条の二による報告をした届出計画の変更を内容とする届出計画（次項において「既報告変更」という。）にあつては五日以内）（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数（次項において「休日数」という。）は、算入しない。）に、当該届出計画に関する説明会を開催しなければならない。ただし、出席を求める者がない場合並びに当該届出計画が法

（新設）

第三十六条第三項の規定による通知を受けて行う計画変更を内容とする場合及び第二十四条の一第一項の規定による通知を受けて行う計画変更を内容とする場合は、開催を要しない。

2

法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合を除き、意見受付期間（届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける三十日（既報告変更について意見を受け付ける場合には、十日（休日数は算入しない。））以上の期間であつて、一般公表日の翌日から起算するものをいう。）を設けなければならない。

（届出を要しない機能）

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一～八 （略）

（削除）

様式第18（第24条関係）

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）
氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。相

2

法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、前項の規定による意見受付期間経過後、他の電気通信事業者からの当該計画に対する要望又は意見がなく、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがない場合は、当該計画の工事の開始の日を変更することができる。なお、その場合には、変更後の当該計画の概要を官報に掲載し、公表しなければならない。

（届出を要しない機能）

第二十四条の五（同上）

一～八（同上）

九 ルータにより符号を交換する機能

十 デジタル加入者回線アクセス多重化装置により多重化を行う機能

十一 デジタル加入者回線信号分離装置により、伝送に係る音響と符号とを周波数帯域により分離する機能

十二 光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能

十三 イーサネットスイッチによりイーサネットのフレームを交換するための機能

十四 S I Pサーバ（アイ・ピー・アドレスの付与、電気通信役務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいへ。）によるセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通話の確立又は切断を制御する機能をこなす。）を行うための機能

様式第18（第24条関係）

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）
氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第36条第1項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に關する計画のとおり第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に關する計画のを届け出ます。

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に關する計画

<u>1</u> 機能の内容	
<u>2</u> 提供条件	
(1) 提供交換等設備等の機種	
(2) 提供交換等設備等の設置地域又は設置予定地域	
(3) 提供回線種別	
(4) カバーエリア	
(5) 接続箇所	
(6) その他の提供条件	
<u>3</u> 使用する番号	
<u>4</u> 謾金	
<u>5</u> インタフェース	
(1) ユーザ・網インタフェース	
(2) 繩間インタフェース	
(3) 保守運用インタフェース	
<u>6</u> 端末の認証等に関する方式及び情報	
<u>7</u> 第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報	
<u>8</u> 通信プロトコルに関する情報	
<u>9</u> 利用条件の設定	
<u>10</u> 機能の変更又は追加の別	
<u>11</u> 関連する機能及び設備並びに計画との関係	
<u>12</u> 自己利用、共同利用又は他事業者利用の別	
<u>13</u> 費用の負担の有無及びその概算	
<u>14</u> <u>13</u> の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額	
<u>15</u> 工事開始予定年月日	

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に關する計画

<u>1</u> 機能の内容	
<u>2</u> 提供条件	
(1) 提供交換機等の機種	
(2) 提供交換機等の設置地域又は設置予定地域	
(3) 提供回線種別	
(4) 接続箇所 (新規)	
(5) その他の提供条件	
<u>3</u> 使用する番号	
<u>4</u> 謾金	
<u>5</u> インタフェース	
(1) ユーザ・網インタフェース	
(2) 繩間インタフェース	
(3) 保守運用インタフェース	
<u>6</u> 端末の認証等に関する方式及び情報 (新規)	
<u>7</u> 第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報 (新規)	
<u>8</u> 通信プロトコルに関する情報	
<u>9</u> 利用条件の設定	
<u>10</u> 機能の変更又は追加の別	
<u>11</u> 関連する機能及び設備並びに計画との関係	
<u>12</u> 自己利用、共同利用又は他事業者利用の別	
<u>13</u> 費用の負担の有無及びその概算	
<u>14</u> <u>13</u> の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額	
<u>15</u> 工事開始予定年月日	

当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第36条第1項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に關する計画のとおり第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に關する計画のを届け出ます。

電気通信事業法第36条第1項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に關する計画のとおり第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に關する計画のを届け出ます。

<u>16</u> 工事開始前期間を短縮する場合の工事開始予定年月日	(新規)
<u>17</u> 提供予定期間	<u>13</u> 提供予定期間
<u>18</u> 工事開始前期間を短縮する場合の提供予定期間	<u>14</u> 計画の設定又は変更年月日
<u>19</u> 計画の設定又は変更年月日	<u>15</u> 計画の設定又は変更理由
<u>20</u> 計画の設定又は変更理由	(新規)
<u>21</u> 電気通信事業法施行規則第24条の3の規定による公表を行うウェブサイト(これに類するものを含む。)のアドレス	
<u>22</u> 電気通信事業法施行規則第24条の4方法	
<u>23</u> 電気通信事業法施行規則第24条の3ただし書の規定により1から20までの事項の一部を公表しない場合にあっては、その旨及びその理由	
<u>注1</u> 「機能の内容」については、その想定される利用用途も含めて記載すること。 <u>2</u> 「提供交換等設備等の機種」については、機能を提供する交換等設備等第一種指定電気通信設備の機種を記載し、発側機能、着側機能によりその機種が異なる場合は、その機種の全てについて記載すること。 <u>3</u> 「提供交換等設備等の設置地域又は設置予定期間」については、可能な限り局単位での状況が分かるような情報を記載すること。 <u>4</u> 「提供回線種別」については、機能が提供される利用者用回線の種別を記載し、発側機能、着側機能により提供される回線種別が異なる場合は、その機種の全てについて記載すること。 <u>5</u> 「カバーエリア」については、機能の導入により役務を提供するカバーエリアについて記載すること。なお、法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できない場合には、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定期方法等(開示される情報を閲覧するため必要な情報並びに開示に当たっての条件がある場合にはその内容及び開示の予定期(当該時期が当該機能の提供予定期の90日前の日以後である場合にはその正当な理由を含む。)をいう。以下同じ。)を記載すること。 <u>6</u> 「接続箇所」については、機能を用い接続を可能とする通信用建物名及び住所を含めて記載すること。法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該内容の記載に代えて、その開示予定期方法等を記載すること。	
<u>7</u> 「使用する番号」については、機能を提供するために用いられる新たな番号があれば、当該番号又はその体系及び確定している場合はその意味内容を記載すること。	
<u>8</u> 「課金」については、機能を提供するために行われる課金処理がある場合、その処理を記載すること。(削除)	
<u>5</u> (同左)	(新規)
<u>6</u> (同左)	(新規)

7 「インタフェース」については、社団法人情報通信技術委員会（昭和60年10月25日に社団法人電信電話技術委員会という名称で設立され、平成14年6月11日に社団法人情報通信技術委員会という名称に変更された法人をいう。）において作成された接続に関する技術的条件と同一の部分については記載を要しない。

9 「ユーザ・網インターフェース」については、当該インターフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であっても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

10 「網間インターフェース」については、電気通信事業法施行規則第23条の4第1項で定める接続箇所におけるインターフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であっても、新たな使用条件と記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

11 「保守運用インターフェース」については、当該インターフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であっても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

12 「端末の認証等に関する方式及び情報」、「第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報」及び「通信プロトコルに関する情報」については、ルータにより符号を交換する機能の提供のために用いる設備に係るものを記載すること。なお、「第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報」については、当該情報に代えて、その開示予定方法等を記載することができる。

13 「端末の認証等に関する方式及び情報」については、選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

14 「通信プロトコルに関する情報」については、当該通信プロトコルの改訂が行われている場合にはその情報及び選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

15 「利用の条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合、その条件について記載すること。

16 「関連する機能及び設備並びに計画との関係」については、この届出に係る計画以外に関連する第一種指定電気通信設備の機能（電気通信事業法施行規則第24条の5で定める機能に該当するものを除く。）の変更又は追加がある場合に、当該機能の変更又は追加の概要及び当該第一種指定電気通信設備名を記載すること。

17 「費用の負担の有無及びその概算」については、機能の提供に係る設備の利用に伴う費用の負担がある場合には、当該設備の創設費の概算並びに他の電気通信事業者による費用の負担の方法の案及び負担の額の概算を含む。）を記載すること。法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できることは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法等を記載すること。

18 「13の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」については、法第33条第4項第2号の総務省令で定める方法に準じて記載すること。法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法等を記載すること。

14 「10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」については、法第33条第4項第2号の総務省令で定める方法に準じて記載することとし、創設費や事業者按分方法案も併せて記載すること。

10 「保守運用インターフェース」については、当該インターフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であっても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。

(新規)

(新規)

11 (同左)

12 「関連する機能及び設備並びに計画との関係」については、この届出に係る計画以外に関連する第一種指定電気通信設備の機能（第24条の5で定める機能に該当するものを除く。）の変更又は追加がある場合に、当該機能の変更又は追加の概要及び当該第一種指定電気通信設備名を記載すること。

13 「概算費用額」については、届出人が変更又は追加に係る機能を利用するものとした場合に見込まれる第一種指定電気通信設備の工事の費用の概算額を記載すること。

<p><u>19</u> 「工事開始予定年月日」については、機能の変更又は追加に係る第一種指定電気通信設備の工事の開始年月日（最も早く工事を開始する場合の予定日であつて、電気通信事業法施行規則第24条の2第1項第3号ハ及びニの規定（以下「期間短縮規定」という。）を適用しない場合のもの）を記載すること。</p> <p><u>20</u> 「提供予定時期」については、この計画に係る工事の終了後、当該機能の提供を開始する予定時期（月又は四半期単位）（最も早く提供を開始する場合の予定時期であつて、期間短縮規定を適用しない場合のもの）を記載すること。</p> <p><u>21</u> 「工事開始前期間を短縮する場合の工事開始予定年月日」及び「工事開始前期間を短縮する場合の提供予定時期」については、期間短縮規定を適用して工事開始予定年月日を変更する場合における変更後の内容として予定するもの（最も早く工事を開始し、又は提供を開始する場合のもの）を記載すること。なお、「工事開始前期間」とは、法第36条第1項の届出の日から工事開始日までの期間をいう。</p> <p><u>22</u> 「計画の設定又は変更理由」については、計画の設定又は変更が自らの事情によるものか、他の電気通信事業者の要望によるものかのほか、その背景事情及び関連日程も含め、具体的に記載すること。</p> <p><u>23</u> 一般社団法人情報通信技術委員会（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15号に規定する法人番号が3010405009483である法人をいう。）その他の団体により作成された技術的条件であつてインターネットの利用その他の適切な方法により公表されているものと同一の内容を記載すべき場合は、当該内容の記載に代えて、当該技術的条件を閲覧するため必要な事項を記載することができる。</p> <p><u>24</u> 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p><u>15</u> 「工事開始予定年月日」については、機能の変更又は追加に係る第一種指定電気通信設備の工事の開始年月日を記載すること。</p> <p><u>16</u> 「提供予定時期」については、この計画に係る工事の終了後、当該機能の提供を開始する予定時期（月又は四半期単位）を記載すること。</p> <p><u>17</u> (同左)</p> <p><u>18</u> (同左)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 ニの省令は、公布の日から起算して110日を経過した日から施行する。ただし、ニの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十三条の九及び第二十三条の九の七の規定は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第一条 ニの省令の施行の際現に設けられている多数の関係電気通信事業者（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びその他の関係する電気通信事業者をいう。）による協議の場における協議の結果に基づき、平成二十九年三月二十八日又は同年九月二十七日に行われた情報通信審議会の答申の趣旨にのむりその変更又は追加がされる対象網機能（新施行規則第二十四条の五に掲げるもの以外の第一種指定電気通信設備の機能をいう。次項において同じ。）であつて、当該協議の状況、当該変更又は追加に関連する情報の提供の方法その他の事情を勘案し第一種指定電気通信設備との接続に支障を生じるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた機能は、当分の間、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十六条第一項の総務省令や定めるものとみなす。

2 前項に規定するもののほか、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がニの省令の施行の際現にその変更又は追加の計画を有する対象網機能であつて新施行規則第二十四条から第二十四条の四までの規定及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第

号)による改正後の電気通信事業報告規則第三条の二の規定による措置に相当する措置が講じられるものとして総務大臣の承認を受けた機能は、法第三十六条第一項の総務省令で定めるものとみなす。

第三条 新施行規則第二十四条の二から第二十四条の四までの規定は、この省令の施行後に法第三十六条第一項の規定により行われる届出について適用し、この省令の施行前に同項の規定による届出については、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十四条の二から第二十四条の四までの規定は、なお効力を有する。

第四条 改正法による改正後の電気通信事業法（以下「新事業法」という。）第三十三条の二に規定する機能の休止又は廃止であつて新施行規則第二十三条の九の規定に適合する方法によりこの省令の施行前に周知が行われたものについては、同条の規定にかかわらず、新事業法第三十三条の二の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。

2 新事業法第三十四条の二に規定する機能の休止又は廃止であつて新施行規則第二十三条の九の七の規定に適合する方法によりこの省令の施行前に周知が行われたものについては、同条の規定にかかわらず、新事業法第三十四条の二の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。